

令和7年和光市農業委員会11月総会会議録

和光市農業委員会

令和7年和光市農業委員会11月総会日程

令和7年11月25日（火曜日）午後4時00分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 4番 本多 修委員 5番 成田真理子委員

日程第4 提出議案 議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願
について

議案第13号 農地法第3条許可申請について

議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

日程第5 協議事項 ①令和7年和光市農業委員会12月総会の日程について

②その他

日程第6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第7 閉 会 午後4時50分

出席委員（10名）

1番	新坂篤司君	2番	富岡和樹君
3番	富岡浩之君	4番	本多修君
5番	成田真理子君	6番	小寺淳一君
7番	吉田成実君	8番	田中和巳君
10番	井口俊彦君	11番	浪間兼三君

欠席委員（1名）

9番 富澤孝子君

◎開会

◎開議

○事務局（高橋） 委員の皆様、こんにちは。

ただいまから令和7年和光市農業委員会11月総会を開催いたします。

本日は富澤委員が欠席と連絡をいただいております。また、井口委員については少し遅れるという情報が入っておりますので、30分ぐらい遅れるということでございます。

では、会長、よろしく申し上げます。

○新坂会長 皆さん、こんにちは。

先日の共進会はどうもお疲れさまでした。皆様のご協力のおかげで滞りなく共進会を終えることができました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

さて、来週からはもう既に師走、12月ということで何かと慌ただしい季節になりますが、どうぞ体調管理には十分お気をつけいただけたらと思います。

それでは、本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、令和7年和光市農業委員会11月総会を始めます。

出席委員は11人中10人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、4番、本多委員、5番、成田委員を指名します。

◎提出議案

議案第13号 農地法第3条許可申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

次第の4、議案第13号 農地法第3条許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 議案第13号、議案書の5ページ目をご覧ください。

議案第13号 農地法第3条許可申請について。

譲受人、和光市白子一丁目**番**号、Aさん。譲渡人、和光市白子一丁目**番**号**、B

さん。譲受人の経営状況、畑555平方メートル。土地表示、白子一丁目**番**。登記簿、畑、現況、畑、持ち分5万5,500分のうち1万1,275を譲渡するものです。譲渡理由は、耕作が困難になったためとなっています。

農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっておりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、Aさん、Cさん、Bさんの3名で共有している農地のうち、現在耕作していない兄のBさんの持ち分を妹のAさんに譲り渡すための申請となります。そのため、所有面積が増えるものではありません。

許可要件との整合性についてですが、まず、譲受人が所有している市内全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、11番、浪間会長代理にご確認をいただいております。所有農地はこの1か所のみです。

本日配付の写真資料の4番をご覧ください。

農機具の保有状況としましては、耕運機1台、噴霧器1台などを保有しております。

農業の技術面につきましては、Aさんご自身が農業従事歴2年、世帯が別になっているためここには記載されていませんが、父のCさんが50年となっております。

労働力としましては、譲受人のAさんは年間従事日数80日、父のCさんが80日となっております、世帯として160日従事しています。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件については、世帯として年間150日未満であっても、「農地法関係事務に係る処理基準について」によると、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認めるものとなっているため、要件は満たしております。

最後に、地域との調和要件ですが、家族間の所有権移転であり、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障は無い見込みです。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているか、ご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

こちらは、11番、浪間会長代理に現地を確認していただきました。

では、浪間会長代理から現地確認の報告をお願いします。

○浪間代理 こちらの農地を11月18日に現地確認してきましたところ、しっかりと耕作が行われていましたので、報告いたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

議案第13号につきまして、許可ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認といたします。

◎提出議案

議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

○新坂議長 続きまして、議案第14号、議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、2つ併せて事務局より説明をお願いします。

○事務局(今野) 議案第14号、議案第15号については、対象の農地を兄弟で2分の1ずつ共有名義で相続し、納税猶予を受けるもので、内容が同じものとなりますので一括して説明いたします。

議案書の7ページから10ページをご覧ください。

被相続人、和光市南一丁目**番**号、D。相続人、和光市南一丁目**番**号、E、F。

土地の表示としまして、和光市南一丁目**番、**番**、**番**、**番**、**番**。

登記地目と現況は全て畑です。面積は、849平方メートル、829平方メートル、773平方メートル、196平方メートル、792平方メートルとなっております。合計3,492平方メートルで、相続開始年月日は令和7年4月6日となっております。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている納税猶予を受けることのできる要件は2つありまして、1つ目が、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2つ目、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、そ

の後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人であるEさん、Fさんからの申請です。被相続人のDさんは、昭和26年11月20日に出生し、令和7年4月6日に73歳で亡くなられ、体調を崩すまでは農業に従事されていたと伺っております。相続人Eさんは現在45歳で、弟のFさんは現在39歳です。今回申請された農地は5筆で、いずれも市街化区域内にあります。

現在の農地の状況は、11番、浪間会長代理にご確認をいただきました。

写真資料5番、6番をご覧ください。

これらが申請地の写真となります。Eさん、Fさんが相続税の納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかについてご審議ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第14号、15号は、11番、浪間会長代理に現地確認をしていただいておりますので、浪間会長代理から現地確認の報告をお願いします。

○浪間代理 こちらも11月18日に現地確認してきましたが、ちょっと写真で分かるように下草が生えてしまっている状態で、被相続人のDさんは、僕もよくお世話になった方で、もちろん元気なときはきれいに耕作されていたんですけども、ちょっとこういう相続で日が空いちちゃって、夏の間は結構しっかり生えちゃったんですけども、多分ご家族の方が、業者さんを入れてかご本人かは分からないですけども、一度きれいにされて、ちょっとまた時間がたっちゃって出てきちゃっている状態なので、この後、共有ということなので、どういふうに管理をされるかはちょっとまだこれからの予定ですけども、今現在では取りあえず管理はしている状態です。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「ちょっと休憩をいいですか」の声あり)

○新坂議長 では、暫時休会とします。

(休憩)

○新坂議長 では、会議に戻ります。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

議案第14号、15号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認といたします。

◎協議事項

①令和7年和光市農業委員会12月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、次第の5、協議事項に移ります。

協議事項①令和7年和光市農業委員会12月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(今野) 協議事項①令和7年和光市農業委員会12月総会の日程についてですが、12月25日木曜日午前10時からを提案させていただきます。場所は、市役所3階第一委員会室を確保しています。

なお、1月総会につきましては、1月23日金曜日午前10時の開催を予定しており、今のところ、同じく3階の第一委員会室を確保しています。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

12月総会の日程ですが、12月25日水曜日の午前10時からということですが、皆様、ご都合はいかがでしょう。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

では、12月25日水曜日の午前10時から、場所は603会議室をお願いします。

また、1月につきましては、1月23日金曜日午前10時の予定とのことですが……

(「すみません、第一委員会室で」の声あり)

○新坂議長 失礼いたしました。12月総会の場所は第一委員会室をお願いします。

では、1月総会の日程ですが、1月23日金曜日午前10時との予定ですが、現時点で都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、事務局、私から質問ですけれども、たしか例年ですと1月総会の後、農協さんとの新年会があったかと思うんですけれども、こちらの予定というのはどうですか。

○事務局（大久保） 今のところまだそういう話は無いですけれども、多分やるかなと思うので、その方向で。

○事務局（大里） そうすると時間が変わってきます。

○新坂議長 そうですね。

○事務局（大久保） では、午後、また今日ぐらいの時間で。

○新坂議長 今日ぐらい。そうしたら16時ということで。

○事務局（大久保） そうですね。

○新坂議長 では、訂正して報告いたします。

1月総会につきましては、1月23日金曜日の午後4時からの予定とのことでお願いいたします。

現時点で都合の悪い方がいらっしゃいましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、無いようですので、そのような予定でよろしくお願いいたします。

◎協議事項

②その他

○新坂議長 続きまして、協議事項②その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 協議事項②その他については、ございません。

以上です。

○新坂議長 では、協議事項は以上とします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 議案書の11ページから17ページをご覧ください。

今月の会長専決は、4条届出が3件、うち取消しが1件、5条届出が2件となっており、現地の状況は写真資料の8番から12番となっておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○事務局(今野) すみません、資料にちょっと訂正がございますのでお知らせさせていただきます。

16ページのところの案内図になりますが、土地の所在のところが、和光市白子三丁目**番**、それから**番**、それから番**が正しいものとなりますので、訂正をお願いいたします。

お手数をかけまして申し訳ございません。

○新坂議長 では、皆さん、ご意見、ご質問等は大丈夫ですか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、会長専決は以上といたします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(今野) 今月の活動の共通事項については、写真資料の13番をご覧ください。

8日、9日の市民まつり農産物共進会、そして、本日25日の農業委員会11月総会です。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方はその旨ご記入ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関して報告がある方の挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○新坂議長 大丈夫でしょうか。

それでは、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(今野) 諸報告③その他ですが、1点ございます。

資料2の農家だよりについてです。農産物共進会についての記事と、あと裏面ですね、毎年この時期に環境課から依頼があります、野焼きの禁止についての注意喚起について掲載しております。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

全体を通して委員の皆様から何かありますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、無いようですので、暫時休会といたします。

(休憩)

○新坂議長 では、議事を再開いたします。

◎提出議案

議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

○新坂議長 次第の4、議案第12号 生産緑地に係る主たる従事者等についての証明願について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(今野) 議案書第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について。

議案書の1ページ目をご覧ください。

死亡した者、和光市新倉二丁目**番**号、G。申請者、和光市新倉二丁目**番**号、H。

土地表示、和光市新倉一丁目**番**、**番**、**番**、**番**、和光市下新倉四丁目**番**、**番**、**番**。

登記地目は全て畑で、現況も全て畑です。面積は、こちらが189平方メートル、994平方メートル、991平方メートル、201平方メートル、542平方メートル、882平方メートル、165平方メートル、合計面積が3,964平方メートルで、買取り申出が発生した日付は令和7年7月31日となっております。

この証明書は、生産緑地の指定を受けていた農地で農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなった際に、その農地を市に対して買取り申出をし、生産緑地の解除をする際に必要な添付書類です。

今回、農業委員会に申請された主たる従事者等についての証明では、解除する生産緑地について、Gさんがご存命であった時点にて、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審議するものです。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生

産緑地における農業経営に欠かすことのできない者をいいます。

本案件は、Gさんが96歳で亡くなられたことに伴う、孫のHさんからの申請となります。体調を崩されるまでGさんが作付を行っていたと伺っています。

農地の現在の状況は、10番、井口委員に確認いただいております。

写真資料の資料番号1番、2番、3番をご覧ください。

Gさんが主たる従事者であるかどうかについてご審議ください。

なお、ここでちょっと資料の修正がございますので、報告させていただきます。

まず、写真資料の3番のところになります。こちら、下新倉二丁目とありますが、正しくは四丁目**番外2筆となります。

それから、4ページ目の案内図になりまして、土地の所在が下新倉二丁目と記されておりますが、正しくは下新倉四丁目**番、**番、**番**となりますので、お手数をかけますが、どうぞよろしく願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第12号は、10番、井口委員に現地確認をしていただいておりますが、井口委員がまだお見えになりませんので、当日、井口委員と同行した事務局から、その井口委員の感想を報告していただきたいと思っております。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

○事務局（大久保） 10番、井口委員と現地確認に行っていました。

写真資料を見ていただければ分かると思いますが、一部、低い草が生えている状況です。でも、この低い程度ですので、生前までGさんが管理していたのではないかと伺っております。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

こちらの議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

10番、井口委員がお見えになりましたので、井口委員、議案第12号、Gさんのこの現地確認をしていただいたと思うんですが、その現地報告をお願いします。

○井口委員 先週、現地に行っていましたところ、適正に管理されていることを確認しましたので、ご報告します。

こちらの資料の写真を見ますと、ちょっと1番、2番等はもう草が生えているようにも見えると思うんですけれども、トラクターでうなった跡も一部ありましたし、こちらのご家族

の方が夏に体調を崩されて入院されていたということを考えますと、ジャングル化しているわけではないので、まあこれぐらいはしょうがないのかなという状況だと思いました。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま、10番、井口委員から現地確認の報告をいただきましたが、皆様、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

議案第12号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認いたします。

◎閉会

○新坂議長 以上をもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

本日も皆様のご協力のおかげで滞りなく議事運営を進めることができました。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年和光市農業委員会11月総会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午後 4時50分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員